

おいでんか松山観光客誘致促進事業（受注型企画旅行）実施要項（令和3年度）

（目的）

第1条 この要項は、（公財）松山観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）が、その予算内で、受注型企画旅行により松山市内への送客を行う旅行会社を通じて、その経費の一部を助成することにより、松山市への誘客促進を図ることを目的とする。

（助成申請者）

第2条 旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定に基づく旅行業登録を受けている旅行会社とする。

（助成期間）

第3条 旅行の出発日が令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までであること。

（助成要件）

第4条 以下の要件を全て満たす受注型企画旅行であること。

（1）発地が愛媛県外であり、松山市内に1泊以上する旅行であること。

（2）松山市内の観光施設又はイベント3箇所以上を旅程に含むもの。

なお、そのうち1箇所を①東温市・砥部町の観光施設、②プロスポーツ、③中予地域（松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町）の産業施設等の視察、④松山の名産品に関連のある旅程で、当協会が認めるものに代えることができる。

（3）最少催行人数は20名以上（乗務員・添乗員等は参加人数から除く）であること。

（4）「学校行事として実施する旅行」、「国、地方自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行」、「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」、「インバウンド旅行」又は「他の助成制度を利用した旅行」でないこと。

※ただし、国土交通省「Go To キャンペーン事業」及び愛媛県「県内宿泊割引キャンペーン事業」との併用は可とする。

（5）本助成金を旅行者に還元し、旅行者の負担を軽減しているもの。

2 各業界団体で定められた新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象経費は、旅行者がバス等の車両及び船舶等での移動に係る経費とする。

2 申請の先着順に助成し、事業予算を超えた場合は終了する。

（助成額）

第6条 1 申請につき30,000円を助成基準額とし、助成期間中、同一申請者につき300,000円を限度とし複数回申請できるものとする。ただし、発地が北海道、東北、北陸信越地区の場合は、

1 申請につき 50,000 円を助成基準額とし、助成期間中、同一申請者につき 500,000 円を限度とし複数回申請できるものとする。

2 前項の東北地区とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県を、また、北陸信越地区とは、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県とする。

(助成金の加算)

第 7 条 催行人数が 50 名を超える場合は、1 申請につき助成基準額の 2 倍まで加算できる。

(助成金の申請手続き等)

第 8 条 申請者は、助成金申請書(様式第 1 号【受注型】)および以下の関係書類を不足、記載不備等なく、出発の 14 日前(14 日前が土・日・祝日の場合は、直前の当協会営業日)までに郵送で当協会に提出するものとする。

①旅行行程表

②バス等の車両の見積り(写)または運送引受書(写)、及び船舶等の見積り(写)

2 当協会は、前項により提出のあった助成金申請書等を補完するために必要な情報について、申請者等に対して追加の資料提出を求めることができる。

(実績報告)

第 9 条 申請者は実績報告書(様式第 2 号【受注型】)及び次に掲げる書類を、旅行終了後 20 日以内に提出しなければならない。

①実施時の旅行行程表

②バス等の車両及び船舶等の請求書(写)又はクーポン(写)

③旅行者への旅行代金の請求書(写)

(請求金額及び内訳がわかるもので、内訳には助成金の還元について記載のあるもの)

(変更・中止)

第 10 条 申請者は、旅程の変更等に伴い助成要件を満たさなくなった場合は、すみやかに変更・中止申請書(様式第 3 号【受注型】)を当協会に提出しなければならない。

(助成金交付決定)

第 11 条 当協会は、前条の書類を審査し、適当と認めたときは助成金の交付の決定、及び助成金額の確定をし、速やかに交付決定通知書を申請者に送付する。

(助成金の支払い)

第 12 条 申請者は前条の通知があった場合は、請求書を当協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 当協会は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金交付の決定を取り消し、または変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずることがある。

- (1) 本要項の助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) 本要項により、当協会に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成金の交付において、不正の行為があったとき。

(助成金の返還)

第14条 当協会は、前条による助成金の交付決定の変更、交付決定の全部または一部の取消によって助成金の額が減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 本要項に定めのない事項については、当協会が別に定める。

附則

本要項は、平成25年10月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成26年10月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成29年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成30年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成31年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和2年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和3年4月1日から施行し、適用する。